

霧島市条例第30号  
令和6年12月20日

霧島市立学校施設使用条例及び霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市立学校施設使用条例及び霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(霧島市立学校施設使用条例の一部改正)

第1条 霧島市立学校施設使用条例（平成17年霧島市条例第110号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

|     |       |
|-----|-------|
| 武道館 | 220 円 |
|-----|-------|

」を

「

|     |       |
|-----|-------|
| 武道館 | 220 円 |
| 弓道場 | 100 円 |

」に、

「

|     |       |
|-----|-------|
| 武道館 | 110 円 |
|-----|-------|

」を

「

|     |       |
|-----|-------|
| 武道館 | 110 円 |
| 弓道場 | 50 円  |

」に改め、

同表備考に次のように加える。

4 弓道場の照明使用料は、霧島中学校弓道場に適用する。

(霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例(平成17年霧島市条例第126号)

の一部を次のように改正する。

別表第1 霧島市霧島弓道場及び霧島市隼人相撲道場の項を削る。

別表第2中

「

|           |                      |
|-----------|----------------------|
| 霧島市霧島弓道場  | ・12月29日から翌年の1月3日までの日 |
| 霧島市隼人武道場  | ・毎月第1月曜日             |
| 霧島市隼人弓道場  | ・12月29日から翌年の1月3日までの日 |
| 霧島市隼人相撲道場 |                      |

」を

「

|          |                      |
|----------|----------------------|
| 霧島市隼人武道場 | ・毎月第1月曜日             |
| 霧島市隼人弓道場 | ・12月29日から翌年の1月3日までの日 |

」に改める。

別表第3の1 体育館の表備考第16号中「15」を「16」に改め、同号を第17号とし、第13号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の1号を加える。

13 折り畳み観覧席を使用する場合の使用料は、観覧席1組1日につき220円(使用者が入場料を徴収する場合にあっては440円)とする。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

別表第3の5 弓道場の表中

「

| 基本使用料  |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|
| 国分弓道場  | 溝辺弓道場  | 霧島弓道場  | 隼人弓道場  |
| 400円   | 100円   | 90円    | 180円   |
| 800円   | 200円   | 180円   | 360円   |
| 1,600円 | 400円   | 360円   | 720円   |
| 1,200円 | 300円   | 270円   | 540円   |
| 2,400円 | 600円   | 540円   | 1,080円 |
| 4,800円 | 1,200円 | 1,080円 | 2,160円 |
| 60円    |        |        |        |

|         |   |   |         |
|---------|---|---|---------|
| 600 円   | — | — | 600 円   |
| 1,200 円 | — | — | 1,200 円 |

」を

「

| 基本使用料   |         |         |
|---------|---------|---------|
| 国分弓道場   | 溝辺弓道場   | 隼人弓道場   |
| 400 円   | 100 円   | 180 円   |
| 800 円   | 200 円   | 360 円   |
| 1,600 円 | 400 円   | 720 円   |
| 1,200 円 | 300 円   | 540 円   |
| 2,400 円 | 600 円   | 1,080 円 |
| 4,800 円 | 1,200 円 | 2,160 円 |
|         |         | 60 円    |
| 600 円   | —       | 600 円   |
| 1,200 円 | —       | 1,200 円 |

」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条別表第3の1 体育館の表備考第16号の改正規定及び同号を第17号とし、第13号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第12号の次に1号を加える改正規定は、公布の日から施行する。